

役員費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直心会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）の費用弁償及び慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の対称となる業務)

第2条 費用弁償の対称となる業務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 監事による監査
- 四 行政機関による実地指導等の立会
- 五 内部研修会の参加
- 六 その他、理事長が必要と認めた業務

(費用弁償の額)

第3条 費用弁償の額は、5,340円とする。ただし、同日に複数の業務に従事する場合は、重複支給はしない。

(適用除外)

第4条 施設職員であつて、法人の役員を兼務する者については、第2条第一号から第五号の業務に従事する場合費用弁償の対象外とする。

(慶弔の対称となる事項)

第5条 慶弔の対象となる事項は、別紙に定めるところによる。ただし、社会通念上、理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

(雑則)

第7条 この規程の定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

別 紙

慶弔の対象となる事項とその額

区 分		内 容		備 考
		慶弔費（金額）	その他	
結婚祝 （本人）		10,000円	祝電	
出産祝 （本人又は配偶者）		10,000円		
香典・ 御仏前	本人	10,000円	生花、弔電	初盆は御仏前 5,000円
	配偶者	10,000円	弔電	同 上
	同居父母子	10,000円	弔電	初盆は御仏前 3,000円

生花は、30,000円相当とする。